

「かごしま茶」の新たな販路開拓支援事業実施要領

第1 目的

緑茶の消費量が伸びている米国，EU等への更なる輸出拡大に向け，海外における「かごしま茶」のPRと販路の開拓・確保による「かごしま茶」の海外における需要創出を図ることを目的とする。

第2 事業実施主体

- ①公益社団法人鹿児島県茶業会議所
- ②輸出に取り組む茶商，茶生産者，コンソーシアム(茶商，生産者のグループ)等

第3 事業の内容

事業目的を達成するために，事業実施主体が行う次の事業に対し補助金を交付する。

【茶業会議所】

- ①現地デスクの設置等による情報収集活動等
- ②海外におけるかごしま茶PRパートナーの開拓

【輸出に取り組む茶商，茶生産者，コンソーシアム(茶商，生産者のグループ)等】

- ①国際認証取得
- ②海外向け商品開発
- ③商談会，国際コンクール，バイヤ招へい等の海外営業活動
- ④海外メディアを活用したPR活動

第4 事業実施期間

令和3年度から

第5 事業実施計画

- (1) 公益社団法人鹿児島県茶業会議所等は，事業を実施しようとする場合は，毎年度，当該年度の事業実施計画書を別紙様式により作成の上，知事に提出し，その承認を受けるものとする。
- (2) 知事は，事業実施計画書の提出があった場合は，その内容を審査し，事業目的に照らして適当であると認められるときは，その承認を行うものとする。
- (3) 計画承認後，事業内容の変更が生じた場合は，事業計画の変更協議を行うものとする。

第6 補助率

県は計画承認を行った事業の実施に要する経費について，予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

第7 推進体制

この事業の実施に当たり，公益社団法人鹿児島県茶業会議所は，関係機関・団体と十分協議し，推進体制を整備するものとする。

第8 その他

この事業に関しては，この要領に定めるもののほか，「鹿児島県補助金等交付規則」及び「「かごしま茶」の新たな販路開拓支援事業補助金等交付要綱」によるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

世界に羽ばたく「かごしま茶」販路拡大事業「かごしま茶」輸出拡大対策事業実施要領（令和2年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。